

フローティングドック規則

フローティングドック規則検査要領

フローティングドック規則
フローティングドック規則検査要領

2022 年 第 1 回 一部改正
新規制定

2022 年 6 月 30 日 規則 第 41 号／達 第 27 号

2022 年 1 月 26 日 技術委員会 審議

2022 年 5 月 25 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

フローティングドック規則

規則

2022 年 第 1 回 一部改正

2022 年 6 月 30 日 規則 第 41 号

2022 年 1 月 26 日 技術委員会 審議

2022 年 5 月 25 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2022 年 6 月 30 日 規則 第 41 号
フローティングドック規則の一部を改正する規則

「フローティングドック規則」の一部を次のように改正する。

2 章 船級検査

2.1 製造中登録検査

2.1.1 一般

-2.を次のように改める。

-2. アスベストを含む材料を使用して~~はならない~~いないことを確認する。

2.1.2 提出図書

(2)を次のように改める。

製造中登録検査では、ドックの構造寸法、配置及び構造詳細の主要部及び関連のデータが示されている図面及び書類を審査及び承認用として提出しなければならない。承認用図面は、原則として 3 通提出しなければならない。一般的にこの図面及び書類には次の**(1)**及び**(2)**に該当するものを含まなければならない。

((1)は省略)

(2) 参考用図面及び書類

((a)から(g)は省略)

(h) アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料

附 則

1. この規則は、2022 年 6 月 30 日から施行する。

フローティングブック規則検査要領

要
領

新規制定

2022 年 6 月 30 日 達 第 27 号

2022 年 1 月 26 日 技術委員会 審議

2022 年 6 月 30 日 達 第 27 号
「フローティングドック規則検査要領」を制定する。

2 章 船級検査

2.1 製造中登録検査

2.1.1 一般

規則 2.1.1-2. の適用上, 規則 2.1.2(2)(h) に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

2.4 検査の準備等

2.4.1 検査の準備等

規則 2.4.1-6. の適用上, 定期的検査においては, 交換又は新たに搭載された艀装品, 機器, 部品等に対して, アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

附 則

1. この達は, 2022 年 6 月 30 日から施行する。